

【第213回国会（常会）】

1 国務大臣の演説及び質疑

令和6年1月30日に岸田内閣総理大臣の施政方針演説、上川外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び新藤経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月31日及び2月1日に各会派の代表質問が行われた。

(1) 岸田内閣総理大臣の施政方針演説

【1 能登半島地震】

元日発生した令和6年能登半島地震。震災によって亡くなられた全ての方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、被害に見舞われ、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げます。

今回の震災では、厳しい状況が幾重にも重なりました。

半島特有の道路事情による交通網の寸断。海底隆起や津波被害による海上輸送の途絶。水道、電気、通信などライフラインの甚大な損傷。地震に弱い木造家屋が散在する小さな集落の孤立。高齢者比率5割を超える地域社会への直撃。

悪天候と度重なる余震の中で、地元自治体、自衛隊、全国からの警察、消防の派遣部隊や自治体の応援職員、医療、福祉や道路、電力等の緊急対応チームはじめ多くの皆さんが不眠不休で、また、倒壊の危険の中で、救命救助活動やインフラ復旧に当たっていただいています。心から感謝いたします。

こうした厳しい状況の中でも、なによりも素晴らしいのは、被災者の皆さん、また、支援に携わる皆さんの整然とした行動と^{きずな}絆の力です。発災直後の大混乱した状況は、皆さんの忍耐強い協力によって段々と落ち着きを取り戻しています。能登はやさしや土^{じん}までもと言われる、外に優しく、内に強靱な能登の



岸田内閣総理大臣の施政方針演説（第213回国会）

皆さんの底力に深く敬意を表します。

政府、地元が一体となって被災者に寄り添い、生活と生業^{なりわい}をしっかりと支えていく息の長い取組を続けてまいります。また、被災者の皆様の命と健康を守るためにも、先行きの不安や懸念を解消しつつ、二次避難を広げていきます。

異例の措置でもためらわずに実行していきます。
例えば、昨年末に決めたばかりの令和6年度予算案の変更を決断し、一般予備費を1兆円に倍増しました。予算の制約により震災対応を躊躇することはあってはならないという決意です。今後、支援のフェーズは段階的に変わっていきますが、政府としては、切れ目なく、できることは全てやるという考え方で、全力で取り組んでまいります。

また、私をトップとした令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部を新たに設置することとしました。被災者の生活と生業支援のためのパッケージを着実に実行し、被災者の帰還と能登を含めた被災地の再生まで責任をもって取り組む決意です。

（被災地での所感）

先日、被災地を訪問し、輪島と珠洲の避難所に伺いました。大変な御苦労の中、様々な不安を抱えておられるとの声をお聞きました。また、被災者支援や復興に向けて貴重なお話を伺いました。

一方、過去の災害対応に比べて、新しい取組がいくつも生まれており、強く印象付けられました。

道路が寸断され、空港も使えない中で、新たな官民連携による一気通貫の物流システムが動き出していました。自衛隊ヘリが都市部や海上からの空輸を担い、民間物流業者が荷捌き倉庫での管理や小口のトラック配送をきめ細かく行い、その先の交通途絶した避難拠点には自衛隊員が40キロの支援物資を担いで配送するという組み合わせが短期間に動いています。

断水していても使える温水シャワーが避難者の疲れを癒し、活躍しています。生活用水を循環ろ過し、再利用する技術をもつスタートアップ企業が持ち込んでくれました。アフリカや中東で展開している事業の逆輸入です。停電、断水でも使用可能なトイレトレーラーも全国から届けられました。

孤立集落での自衛隊の救助活動と連携した医薬品のドローン配送、立ち入り困難な現場の上空からの被災状況調査、無線中継ドローンによる携帯回線の応急復旧等、本格的なドローンによる災害対応が行われています。

これらに共通しているのは、日本人の伝統的な強みである絆の力が、デジタル、スタートアップ、新たな官民連携、資源循環など新しい要素と組み合わせられてパワーアップし、日本の新たな力となっている姿です。

【2 成果を実感する年に】

震災の現場だけではありません。日本経済の色々

な場面で新たな力が動き出しています。

政権を担って2年4か月。30年間続いたコストカット経済から脱却をし、社会課題解決に新たな官民連携で取り組むことで、賃上げと投資がけん引する新しい資本主義を実現し、日本を大きく動かしていきます。

30年ぶりの水準となった賃上げ、設備投資、株価。日本経済が新たなステージに移行する明るい兆しが随所に出てきています。

今、我々は、長い間、日本経済に染み付いたデフレから完全脱却し、熱量溢れる新たな成長型経済に移行していくチャンスを手にしています。

このチャンスを掴み取り、絶対に後戻りさせない。この強い決意が政治に問われています。本会議場に集う国会議員の皆さん、今年、令和6年を、これまでの積み上げを形にし、国民の皆さんに成果を実感していただく年とするため、政治の総力を挙げて断固として取り組もうではありませんか。

震災への対応、デフレ完全脱却、そして緊迫する国際情勢への対応。日本は、内外共に正念場を迎えています。

重要政策をしっかりと進めていかなければなりません。

外交の舵取りをしっかりと果たしていかなければなりません。

【3 政治刷新本部】

しかしながら、政治の安定なくして政策の推進はありません。そして、国民の信頼なくして政治の安定はありません。

その信頼が揺らいでいる。

自民党の政策集団の政治資金の問題で、国民から疑念の目が注がれる事態を招いたことは、自民党総裁として極めて遺憾であり、心からお詫びを申し上げます。

政治は国民のものとの立党の原点に立ち返って、自民党は変わらなければならない。その決意と覚悟をもって、政治刷新本部において集中的な議論を行いました。

信頼回復の第一歩として合意した中間とりまとめにおいては、政治資金の透明性やコンプライアンスの徹底など運用面での改革を先行して進めつつ、制度面での改革については、各党各会派との真摯な協議を経て、政治資金規正法改正など法整備を実施していくとしています。

また、自民党内の政策集団が、いわゆる派閥、すなわち、お金と人事のための集団として見られても致

し方ない状況にあったことを率直に認め、真摯に反省し、政策集団がお金と人事から完全に訣別^{けつ}することを決めました。

政治の信頼回復に向けて、私自身が先頭に立って、これらを必ず実行してまいります。政治改革に終わりはなく、今後も引き続き、政治刷新本部においてさらなる改革努力を継続していきます。

国民の信頼回復を果たして政治を安定させ、その上で重要政策を実行してまいります。

【4 経済】

昨年10月の所信表明で、経済、経済、経済と申し上げました。その思いは今も全く変わっておりません。

経済の再生が岸田政権の最大の使命です。もう一度この場でお誓いいたします。

経済、とりわけ賃上げが今まさに喫緊の課題として求められています。

（物価高に負けない賃上げ）

昨年は、30年ぶりの高い賃上げ水準となり、最低賃金も過去最大の上げ幅となりました。この流れを今年につなげ、国民の皆さんに実感いただくため、政府による公的賃上げを行います。

全就業者の14%を占める医療や福祉分野の幅広い現場で働く方々に対して、物価高に負けない賃上げを確実に実現してまいります。

公共事業や給食はじめ公共サービスの調達でも、賃上げがしっかりと行われるよう、単価設定と調達制度改革を進めています。

その上で、中小企業やパート、非正規で働く方々の賃上げです。

赤字の中小企業や医療法人も使えるように賃上げ税制を拡大強化しました。中小企業の労務費上昇のスムーズな転嫁を後押しする公正取引委員会等の強力な指針も作りました。遵守に向けて、全国で周知徹底を進めています。

また、パートで働く方々にとって長年の課題だった年収の壁解消のための支援策の活用を拡大していきます。

さらに、価格転嫁が厳しいトラックドライバーの大幅な賃上げに向け、標準的な運賃を引き上げるとともに、適正な運賃導入を進める法案も提出いたします。

建設業についても、賃上げ原資を確保するため、国が適正な労務費の目安を「^{あらかじめ}予め示した上で、個々の工事の下請契約等が行われることを促す法案を提出いたします。

いずれも、賃上げのために力強い後押しとなりま

す。

急激な物価高から国民生活を守る手立ても緩めません。

ガソリンや電気・ガス料金では、機動的に家庭や地域の足の負担を抑制するため、激変緩和措置を講じてきました。物価高に直撃されている年金世帯を含む住民税非課税世帯への一世帯7万円の追加給付も着実に動き出しています。より幅広い低所得者世帯への給付、子育て世帯への追加給付など、きめ細かい支援を進めます。

そして、本丸は、物価高を上回る所得の実現です。あらゆる手立てを尽くし、今年、物価高を上回る所得を実現していきます。実現しなければなりません。

政労使の意見交換において昨年を上回る賃上げを強く呼びかけ、春季労使交渉ではそれに呼応する動きが広がっています。政府としても、このモメンタムを保っていくべく全力を挙げます。

春からの賃上げに加えて、6月からは一人4万円の所得税、住民税減税を行い、可処分所得を下支えします。官民が連携をして、賃金が上がり可処分所得が増えるという状況を実際に作り、国民の実感を積み重ねることで、長年続いてきた縮み志向の意識ではなく、賃金上がることが当たり前だという前向きな意識を社会全体に定着させてまいります。

持続的な賃上げを可能とするための人への投資を進めます。三位一体の労働市場改革を早期かつ着実に進め、多様な働き方を促すためのセーフティネットの拡充、教育訓練やリスクリング支援の強化を図るための法整備も進めていきます。

（稼ぐ力の強化）

賃上げを生み出す企業の稼ぐ力の強化にも大きく踏み込みます。

設備投資は、過去最大規模の名目100兆円を実現する見込みです。これを更に進めるため、国内投資促進パッケージでは、水素や半導体など未来志向の戦略的投資を促進するため、初期投資のみならず、生産段階でのコストにも着目した税額控除措置を講ずるなど、過去に例のない投資減税や補助を講じることといたします。

地域経済をけん引する中堅・中小企業も、省力化投資の支援措置など、しっかりと後押しいたします。

戦略的なインフラ整備も重点的に進めます。震災からの復興に向けて3月16日の北陸新幹線の延伸を予定通り進めるとともに、リニア中央新幹線の整備に向けた環境を整えるほか、道路空間をフル活用した自動物流システム構想を早期に実現していくなど、

物流革新を進めます。

（GX）

脱炭素と経済成長の両立を図るGXを進めていきます。世界初のGX経済移行債20兆円を活用し、産業、くらし、エネルギーの各分野での投資を加速します。加えて、今国会には、水素、CCS、洋上風力の導入拡大のための法案を提出します。さらに、カーボンライシング制度の令和8年度本格導入に向けて、大企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設を視野に法定化を進めていきます。原子力発電についても、脱炭素と安定供給に向けた有効な手段の一つとして、安全最優先で、引き続き活用を進めてまいります。

初の首脳会合を開いたアジア・ゼロエミッション共同体の取組を加速します。アジア諸国の多様な取組に日本の技術力や金融力で貢献し、同時に、アジアの成長力を我が国に取り込んでいきます。

（イノベーション・スタートアップ）

科学技術は、産業構造転換の鍵であり、未来を切り拓く礎です。1995年来、科学技術基本法のもと目指してきた科学技術創造立国を令和においても真に実現するため、長期的ビジョンを持った国家戦略を策定します。

AIについては、規制と利用促進を一体的に進めます。昨年のG7広島サミットで創設した広島AIプロセスの成果として、生成AIのリスクへの対処を目的とした、初の国際的な枠組みである包括的政策枠組みに合意をしました。AIの安全性の評価手法の研究機関を設立します。

宇宙分野についても、今月、日本の小型実証機が初めて月面着陸しました。アルテミス計画において、2020年代後半の米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸を目指し、民間と共同で進めます。

バイオ、量子、フュージョンエネルギーなどの技術についても中長期的視点をもって取り組み、投資促進、規制改革を進めます。また、通信事業での国際競争力強化、研究開発の促進のために取組を進めます。

スタートアップ育成5か年計画を加速し、新しい挑戦を後押しします。スタートアップの資金調達には10年間で約10倍となるなど、順調な増加基調にあります。人材育成、資金供給、オープンイノベーションを着実に推し進め、成長意欲が高い中堅企業に対する支援も拡充します。

（大阪・関西万博）

新型コロナや大規模な自然災害を乗り越え、いの

ちへの向き合い方、社会の在り方を問い直す機会となる大阪・関西万博の成功のため、オール・ジャパンで進めていきます。万博の主要な費用については、外部専門家の知見も活用し、その適正性を継続的にモニタリングしてまいります。

（資産運用立国）

2,000兆円を超える日本の個人金融資産を国民所得の伸びと稼ぐ力に役立てます。年初から抜本的に拡充した新NISAがスタートしました。

家計の資金が投資に向かい、企業価値向上が家計の所得増につながり、さらなる投資や消費が生まれるという好循環の実現を目指します。コーポレートガバナンス改革の実質化に加え、資産運用業とアセットオーナーの運用力の向上に取り組み、我が国のインベストメントチェーンを強化していきます。

（経済財政運営）

歳出改革を継続しながら、賃上げの取組を通じて所得の増加を先行させ、デフレからの完全脱却を果たすことは、高齢化等による国民負担率の上昇の抑制につながり、財政健全化にも寄与します。経済あつての財政であり、まず経済を立て直し、そして財政健全化を着実に進めます。

【5 社会】

日本経済の最大の戦略課題はデフレ完全脱却である一方、日本社会の最大の戦略課題は人口減少問題です。

民間有志による人口戦略会議の提言の深刻な危機感も踏まえつつ、いま政府ができることは全てやるとの構えで全力を挙げていきます。

（包括的な社会の実現）

第一は、こども・子育て政策です。

前例のない規模でこども・子育て政策の抜本的強化を図ることにより、我が国のこども一人当たりの家族関係支出は、GDP比で16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進します。

財源確保については、まずは徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することで、国民に実質的な負担が生じないこととしています。

今年は、児童手当の抜本的拡充、高等教育の負担軽減、保育所の76年ぶりの配置改善、児童扶養手当の拡充など、いよいよ政策が本格実施されるステージに入ります。

今国会に必要な法案を提出し、スピード感を持っ

て、実行に移してまいります。

単に制度や施策を策定するのではなく、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組を車の両輪として進めてまいります。

こどもに対する性犯罪、性暴力は重大な人権侵害であり、あってはならないことです。こどもの性被害を防止するための法制度について、今国会での法案提出を目指し、より実効的な制度となるよう検討を進めます。

また、質の高い公教育の再生、教育の国際化とともに、教職員の処遇見直しを通じた質の向上を図っていきます。

女性の活躍を全力で後押しします。これまでの取組もあり、女性の有業率は53.2%で過去最高。特に、25歳から39歳は初めて8割を超えました。これを更に進めるため、女性役員比率の目標等に向け、人材の採用、育成を支援いたします。また、男女ともに仕事と育児の両立ができるよう支援策を充実させていきます。

高齢者や御家族の皆様にとって切実である認知症への対応も進めます。関係者の思いが込められた認知症基本法が今月から施行されました。認知症の方御本人、御家族に御参加いただいた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議の成果を、基本計画の策定や独居高齢者を含めた高齢者の生活上の課題への取組にいかしてまいります。

これらの取組を通じ、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての方が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会を実現してまいります。

（デジタル行財政改革）

人口減少に適応しつつ、国民のニーズの多様化、複雑化に対応するため、デジタル行財政改革が求められています。デジタルの力をいかして、人手不足が深刻化する中、公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる環境を作ります。あわせて、基金の見直しや予算事業の見える化などを推進します。

さらに、利用者起点で発掘した課題を踏まえ、デジタルと規制改革を組み合わせ課題を解決していく方策を実行していきます。その際、デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの利便性向上を徹底的に進めます。

特にライドシェアの課題については、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスが4月から実装されるよう、制度の具体化と支援を行います。これらの施策の実施効果を検証しつつ、

ライドシェア事業に係る法制度について、6月に向けて議論を進めます。

自動運転についても、2024年度において、社会実装につながる一般道での通年運行事業を20か所以上に倍増し、全ての都道府県での計画、運行を目指します。

【6 地方創生】

地方創生なくして日本の発展はありません。それぞれの地域においても、^{きずな}絆の力を基礎に、新しい取組が始まっています。観光や農業などの基幹産業の発展を支援し、そして安心して暮らせる地域を守り抜いていかなければなりません。

（観光・農業）

地方の成長も後押しするため、2030年訪日客6,000万人、消費額15兆円を目指します。その際、一部の地域、時期への偏在によるオーバーツーリズムを未然に防止し、全国津々浦々に観光の恩恵を行き渡らせるため、観光地、観光産業の高付加価値化と地方部への誘客を強力に推進します。

地方が支える農業は国の基です。我が国の農業が直面する、食料や肥料の世界的な需給変動、環境問題、国内の急激な人口減少と担い手不足といった、国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を地域の成長へとつなげていくべく、農政を抜本的に見直します。

このため、農政の憲法と位置付けられる食料・農業・農村基本法について、制定から四半世紀を経て初の本格的な改正を行うべく、今国会に改正法案を提出いたします。

さらに、不測時の食料安全保障の強化、農地の総量確保と適正、有効利用、食品原材料の調達安定化、スマート農業の振興を体系的に推進するため、これらの関連法案も今国会に提出をいたします。

あわせて、グリーン農業、循環型林業、養殖業への転換など、環境に配慮した持続可能な農林水産業及び食品産業への転換を促進するとともに、国内の生産基盤の維持の観点も踏まえ、農林水産物の輸出をより一層促進してまいります。

農政の基本は現場にあります。現場で日々汗を流し、苦勞をされている方々に寄り添い、その前向きな取組を後押しする農政を展開してまいります。

（安全・安心、福島復興）

平時から、安全、安心を守り抜きます。能登半島地震を含め、激甚化する自然災害を踏まえ、ハード、ソフト両面から、流域治水やインフラ老朽化対策をはじめとする防災・減災、国土強^{じん}韌化の取組を継続的

に進めてまいります。

また、地域における持続可能なインフラ整備に向けて、官民連携により、流域における総合的な水管理を推進するとともに、空き家、遊休不動産を積極的に活用するスモールコンセッションなどを推進します。また、資源のリサイクル等を進め、地域での資源循環を強化します。

福島の復興は政権の最重要課題です。生活や生業^{なりわい}を取り戻すため、政府としても全力で取り組みます。また、ALPS処理水放出を受けた中国等による日本産水産物の輸入停止に対し、即時撤廃を求めるとともに、影響を受ける水産物の国内需要拡大や新たな輸出先の開拓、国内での加工体制の強化等を着実に進め、我が国の水産事業者を守ります。

年初の羽田空港の衝突事故を受け、二度とこのような事故が起きないように、ハード、ソフト両面から再発防止対策に迅速に取り組むとともに、運輸安全委員会による原因究明を踏まえ、航空の安全、安心に向けた抜本的な対策を講じてまいります。

【7 外交・安全保障】

国際社会は緊迫の度を一層高めています。ウクライナ侵略や中東情勢はもとより、米国大統領選をはじめ、今後の世界の行方を左右する重要な国政選挙も目白押しです。G7広島サミット、キャンプ・デービッドでの日米韓首脳会合など、これまでの積み重ねを形にし、日本ならではのアプローチで、世界の安定と繁栄に向け、国際社会をリードします。

（各国との関係深化）

まず、同盟国、同志国との連携が重要です。4月前半に予定している国賓待遇での訪米などの機会を通じ、我が国外交の基軸である日米関係を更に拡大、深化させます。日米同盟を一層強化して我が国の安全保障を万全なものとし、地域の平和と安定に貢献をします。また、様々なチャンネルを通じて、サプライチェーンの強靱化^{じん}や半導体に関する協力など、経済安全保障分野における日米間の連携を強化いたします。

先月東京で開催した日・ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、また、日米豪印などを活用しつつ、関係各国との連携を強化し、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の推進における協力を一層進めます。

国際的課題への対応などで協力していくべき重要な隣国である韓国とは、尹大統領との信頼関係を礎に、幅広い連携を更に拡大、深化させるとともに、日米韓3か国での戦略的連携や日中韓の枠組みも前進

させます。

中国に対しては、昨年11月の習近平国家主席との首脳会談をはじめ、あらゆるレベルでの意思疎通を重ねてきています。これからも、戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みに対するものを含め、我が国として主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含め対話を行い、共通の諸課題については協力する、建設的かつ安定的な関係を日中双方の努力で構築をしていきます。

対露制裁、対ウクライナ支援は、これを今後とも強力に推し進めます。2月には東京で、日・ウクライナ経済復興推進会議を開催する予定です。日露関係は厳しい状況にありますが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持いたします。

（拉致問題）

拉致被害者御家族が高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題です。また、北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できません。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現し、日朝関係を新たなステージに引き上げるため、また、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮との諸問題を解決するためにも、金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、私直轄のハイレベルでの協議を進めてまいります。

（グローバルサウスとの連携）

昨年の広島サミットでは、G7以外の首脳らも一堂に会した場で、法の支配、主権や領土一体性の尊重等の重要性について認識を一致させることができました。この成果を土台としながら、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持強化を進め、ブラジルでのG20などの機会を捉え、グローバルサウスとの連携も深め、世界を分断や対立から協調に向け導いてまいります。また、食料危機や気候変動、感染症などの世界的諸課題に対しても、人間の尊厳を中心に据えた外交、国際協力を、日本ならではの強みをいかしつつ、推進いたします。

（核兵器のない世界）

ロシアの核兵器による威嚇や北朝鮮の核・ミサイル開発等により、核軍縮をめぐる情勢は厳しさを増しています。しかし、そのような中だからこそ、昨年発出した核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンを強固なステップ台としつつ、国際賢人会議の叡智^{えいち}も得ながら、ヒロシマ・アクション・プランの下で取組を

一つ一つ実行し、核兵器のない世界に向け、現実的で実践的な取組を継続、強化してまいります。

（防衛力の抜本的強化）

我が国が戦後最も厳しい安全保障環境のただ中にあることを踏まえ、防衛力の抜本的強化を着実に具体化し、自衛隊員の生活、勤務環境、処遇の向上にも取り組めます。

また、日米安全保障体制を基軸とする日米同盟は、グローバルな安定と繁栄の公共財として機能しており、同盟の抑止力、対処力を一層強化します。

基地負担の軽減にも引き続き取り組めます。普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めます。また、沖縄経済を強化すべく支援を継続します。

防衛力の抜本的強化に必要な財源確保についても、一昨年末の閣議決定の枠組みに基づいて方向性を明確化し、取り組めます。

防衛力の強化や外交、安全保障とともに、経済安全保障の抜本的強化が急務です。セキュリティ・クリアランス、サイバーセキュリティ強化に取り組めます。

我が国のサイバー対応能力の向上はますます急を要する課題であり、関連の法整備に関し、可能な限り早期に法案をお示しできるよう、検討を加速します。

【8 憲法改正・皇位継承】

その他の先送りできない課題についても取り組んでいきます。

まずは、憲法改正です。衆参両院の憲法審査会において、活発な議論をいただいたことを歓迎します。国民の皆様に御判断いただくためにも、国会の発議に向け、これまで以上に積極的な議論が行われることを期待します。また、あえて自民党総裁として申し上げれば、自分の総裁任期中に改正を実現したいとの思いに変わりはなく、議論を前進させるべく最大限努力したいと考えております。今年は、条文案の具体化を進め、党派を超えた議論を加速してまいります。

安定的な皇位継承等への対応については、皇族数確保のための具体的方策等を取りまとめ、政府から

国会に御報告しております。早期に立法府の総意が取りまとめられるよう、国会において積極的な議論が行われることを期待いたします。

【9 結語】

平成28年の熊本地震では、価値ある多くの陶芸品が破損しました。それに手を差し伸べたのは、輪島塗の職人でした。

割れた陶器の破片を集め、漆と金でつなぎ合わせる輪島塗の金継ぎという技法で見事に修復をしました。被災地熊本作品と輪島塗の伝統技術が融合した新しい芸術作品は、美しい復興の象徴として人々に感動を与えました。被災地を思う絆^{きずな}の力と、若者たちのアイデアと、クラウドファンディングによる支援が組み合わされ、日本の新たな力が輝いた瞬間でした。

同じ被災地だからこそ、寄り添った対応ができる。保健所への職員の派遣、寄付金事務の代行、被災鉄道への支援、若い世代も含め、今度は熊本から石川に8年前の恩返し^{お返し}の動きが広がっています。

伝統と若さ、民間企業と公的機関、地域社会とスタートアップ。今回の震災の復興に当たっても、こうした様々な組み合わせによって生まれる新たな力が、能登を取り戻す原動力となっています。

新たな力は被災地にとどまるものではありません。最初から世界での活躍を見据える志を持つ若者。地域の課題を新たな技術で解決する試み。国民一人一人が持ち場でこつこつと地道に取り組んでいる現場。様々な場面で新たな力が生まれていることに気づかれます。この営みをつなぎ合わせ、デジタル、グリーン、官民連携、スタートアップなどの新しい要素と組み合わせていく。そうすれば、明日は今日より良くなる日本に向かう確かな力になっていくと確信をいたします。

日本を変えていくこのチャンスを必ず掴み取る。

与野党それぞれの立場はありますが、議員各位とともに、次の世代のために全力を尽くそうではありませんか。

国民の皆さんの御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

(2) 上川外務大臣の外交演説

所信を申し述べるに先立ち、令和6年能登半島地震の犠牲者の方々と御遺族に謹んでお悔やみを申し

上げますとともに、負傷された方々及び被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

海外からも多くのお見舞いと支援の申し出を頂いており、これらの国、地域及び国際機関等に謝意を表します。

第213回国会に当たり、外交政策の所信を申し述べます。

（情勢認識）

世界は今、歴史の転換点にあると、私は日々実感しています。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は、今なお続くロシアのウクライナ侵略により、重大な挑戦にさらされています。また、グローバルサウスと呼ばれる途上国、新興国の存在感の高まりにより、国際社会の多様化が進む一方で、国境や価値観を超えて対応すべき課題は山積しています。

我が国は、全ての人が平和と繁栄を享受できるよう、昨年、国際社会から高い評価を得たG7議長国としての成果を踏まえ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化し、誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、人間の尊厳が守られる安全、安心な世界を実現するための外交を推進していきます。

引き続き、日本の国益をしっかりと守る、日本の存在感を高めていく、国民の皆様からの声に耳を傾け、国民に理解され、支持される外交を展開するという3点を基本方針として外交を展開していきます。

（年始の外国訪問、WPSの取組）

私は、本年初頭、欧州、北米及びトルコを訪問し、各国や国際裁判所との間で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持強化や、ウクライナ支援、中東情勢、さらには女性・平和・安全保障、WPSや、北極、海洋等について協力を確認してきました。

特にWPSについて、主要外交政策の一つとして力強く推進し、その重要性を発信しています。省内にタスクフォースを設置し、あらゆるツールを用いてWPSを推進していきます。

（中東情勢への対応）

中東情勢は引き続き予断を許しません。ハマス等によるテロ攻撃を改めて断固非難すると同時に、ガザ地区の人道状況を深刻に懸念しています。人道状況の改善、事態の早期沈静化、周辺地域への波及防止といった課題に対処すべく、私自身、対応に当たってきました。

昨年11月には、G7外相会合を開催する前に現地を訪問し、G7外相声明の発出に尽力しました。安保理がその責務を果たせるよう、ガザ地区の児童の保護に焦点を当てた安保理決議第2712号及びガザ地



上川外務大臣の外交演説（第213回国会）

区に対する人道支援の拡大と監視に関する安保理決議第2720号の採択に向けて精力的な働きかけを行いました。

我が国は、引き続き、国際機関への支援等を通じ、ガザ地区の人道状況の改善に取り組みます。また、現在のような悲劇を繰り返さないため、日本が一貫して支持してきた二国家解決の実現に向け、今こそ、米国を始めとする関係国と連携しながら、積極的に貢献していきます。

（法の支配の推進）

法の支配は、平和と繁栄の基礎をなすものです。先般、私は、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、国際海洋法裁判所を訪問し、その果たす役割への支持を改めて示しました。対話と協力に基づき、国際社会における法の支配の強化のための外交を包括的に進めていきます。

（FOIPの推進、同盟国・同志国との連携）

自由で開かれたインド太平洋、FOIPの実現は、日本外交の最優先課題の一つです。この理念の下、同盟国、同志国等と連携し、協力を広げていきます。

ASEANの安定と繁栄は、我が国、そしてインド太平洋地域全体にとり極めて重要です。昨年12月の特別首脳会議で打ち出した、新たな協力のビジョンと幅広い具体的協力を着実に実行し、関係をより一層強化していきます。

日米豪印については、本年、外相会合の議長を務めるに当たり、FOIPの実現に向けた、地域の国々

に真に裨益する実践的協力を一層推進していきます。

日米韓の協力も、昨年のキャンプ・デービッドにおける首脳会合等の成果も踏まえ、一層進めています。

さらに、欧州大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であり、欧州諸国、EU及びNATOとの連携も強化していきます。

（ウクライナ侵略への対応）

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙です。私は、今月、ウクライナを訪問し、侵略の生々しい傷跡を自分自身の目で見て、力による一方的な現状変更を決して認めてはならないと改めて確信しました。また、ロシアによる核兵器による威嚇、ましてや使用は、あってはなりません。

一日も早くロシアによる侵略を止め、ウクライナに公正かつ永続的な平和を実現するため、国際社会と連携し、対露制裁とウクライナ支援を強力に推進していきます。

ウクライナの復旧復興のため、官民一体の取組を進めます。昨年11月の経済ミッション等の成果を踏まえ、来月の日・ウクライナ経済復興推進会議の開催に向けて調整を加速していきます。

（日本及び地域を守る取組）

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、外交を通じて、日本の領土、領海、領空及び国民の生命財産を守り抜きます。

（日本自身の取組）

国家安全保障戦略では、日本の安全保障に関わる総合的な国力の要素として、まず外交力を挙げています。外交と防衛を連携させながら、強い経済や高い技術力、豊かな文化等、我が国が誇る様々なソフトパワーを有機的、効果的に結びつけ、総合的に外交・安全保障政策を進めています。

また、政府安全保障能力強化支援、OSAの着実な実施や、サイバー安全保障、経済安全保障の推進に積極的に取り組んでいます。

偽情報等の拡散を含む情報操作等を通じた、認知領域における国際的な情報戦に対しては、様々な角度から情報の収集、分析を行い、適時適切な発信につなげるとともに、情報セキュリティ基盤の構築、強化にも取り組んでいます。

（日米同盟の一層の強化）

日米同盟は日本の外交、安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎です。日米同盟の抑止力、対処力の一層の強化、拡大抑止の信頼性、強靱性の維持強化のための努力、日本における米軍

の態勢の一層の最適化に向けた取組を進めます。同時に、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古移設を進めるなど、地元の負担軽減と在日米軍の安定的駐留に全力を尽くします。

また、昨年11月の経済版2プラス2第2回閣僚会合の議論等も踏まえ、戦略的観点から経済分野での日米協力を拡大、深化させていきます。

（経済外交の新しいフロンティアの開拓）

強くしなやかな経済力で世界に存在感を示すため、官民連携を重視し、スタートアップ企業を含むあらゆるステークホルダーを巻き込みながら、経済外交の新しいフロンティアを開拓していきます。

まずは、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の維持拡大に向けた取組が重要です。

多角的貿易体制の一層の強化のためのWTOの改革、CPTPPのハイスタンダードの維持強化、RCEP協定の透明性のある履行の確保、IPEFを通じた地域の持続可能で包括的な経済成長の実現、AIや信頼性のある自由なデータ流通を含む新興課題の分野での国際的なルール作りなど、課題は山積しています。

特に、OECD加盟60周年を迎える本年、5月の閣僚理事会の議長国を務めるに当たり、リーダーシップを発揮していきます。

さらに、経済安全保障も新しい時代の外交の重要な柱です。サプライチェーンの強靱化や経済的威圧への対応などに、同盟国、同志国との連携を一層強化しつつ、ODAも活用し、官民で緊密に連携しながら、取組を強化していきます。

これからの日本経済は、グローバルサウスと呼ばれる途上国、新興国の成長を取り込んでいかなければなりません。地域ごとの課題や特性等も十分踏まえた上で、きめ細かで戦略的な経済外交を推進していきます。

また、社会、環境の持続可能性と経済との連結、一体化を統合的に目指すことが求められる時代です。SDGsの推進に企業が積極的に関与し、日本が経済成長を実現することで、利益が社会に還元される好循環を実現するための取組を進めています。

このため、開発協力大綱の下、オファー型協力や民間資金動員型ODA等を実施し、途上国の質の高い成長を実現し、同時に我が国の成長にもつなげていきます。

また、日本企業の海外展開、日本産食品の輸出拡大、対日直接投資の推進を積極的に後押しするに当たり、在外公館が、投資環境改善を含め、日本企業を

強力にバックアップするとともに、対日投資を強くアピールしていきます。さらに、企業活動の可能性を広げていくため、第三国における日本企業と外国企業の連携についても協力を推進していきます。

2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会の成功に向け、力強く取り組みます。

A L P S 処理水の海洋放出の安全性については、引き続き I A E A と緊密に連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明していきます。

（近隣諸国などとの関係）

日本及び地域の平和と繁栄を維持すべく、近隣国等との難しい問題に正面から対応しつつ、安定的な関係を築いていきます。

昨年11月の日中首脳会談に続き、私も王毅外交部長との間で日中外相会談を行いました。

日本と中国の間には、様々な可能性とともに、尖閣諸島を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、中露の連携を含む我が国周辺での一連の軍事活動を含め、数多くの課題や懸案が存在しています。また、台湾海峡の平和と安定も重要です。さらに、中国の人権状況や香港情勢についても深刻に懸念しています。

同時に、日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有しています。戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという建設的かつ安定的な日中関係を日中双方の努力で構築していくことが重要です。

その中で、中国による日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を引き続き求めていきます。

重要な隣国である韓国とは、多様な分野で連携や協力の幅を広げ、パートナーとして力を合わせて新しい時代を切り拓いていくため、様々なレベルでの緊密な意思疎通を重ねていきます。

インド太平洋の厳しい安全保障環境を踏まえれば、日韓の緊密な協力が今ほど必要とされる時はありません。日韓関係の改善が軌道に乗る中、グローバルな課題についても連携を一層強化していきます。

竹島については、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も日本固有の領土であるとの基本的な立場に基づき、毅然と対応していきます。

日中韓協力は、大局的な視点から、地域及び世界の平和と繁栄にとって重要です。昨年11月の外相会議の議論を踏まえ、早期で適切な時期のサミットの

開催に向け、議長国の取組を後押ししていきます。

ロシアに対しては、日本の国益を守る形で引き続きしっかりと対応していきます。日露関係は、ロシアによるウクライナ侵略により引き続き厳しい状況にありますが、政府として、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していきます。

その上で、漁業などの経済活動や海洋における安全に係る問題のように、日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国の外交全体において何が我が国の国益に資するかという観点から、適切に対応していきます。

また、北方四島交流等事業の再開は、日露関係における最優先事項の一つです。今は特に北方墓参に重点を置いて、事業の再開を引き続き強く求めています。

北朝鮮は、核・ミサイル活動を一層活発化する意向を明らかにしています。安保理決議違反でもある弾道ミサイルの発射等は断じて許されません。また、露朝間で強化されている軍事協力も深刻に懸念しています。今後とも、日米、日米韓を始めとする国際社会で緊密に連携して対応していきます。

北朝鮮との間では、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指します。

とりわけ、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせに出来ない人道問題です。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現すべく、全力で果敢に取り組みます。

（地球規模課題のための協力）

気候変動、環境問題、食料、エネルギー問題、国際保健課題、人口問題、難民問題、海洋の持続可能な利用等、地球規模課題は山積しています。

これらの課題に取り組むためにも、国連が本来の役割を果たすことがますます重要になっています。安保理改革を含め、国連の機能を強化すべく取り組んでいきます。また、我が国が安保理議長を務める3月には、重要課題について活発な議論を行いたいと考えています。

9月には国連未来サミットが予定されており、人間の尊厳という原点に立ち返り、人間の安全保障の理念に基づく人間中心の国際協力を主導していきます。また、2030年までのSDGsの包括的な達成に向けた国際的取組に積極的に貢献していきます。国際機関で邦人が職員として更に活躍できるための取

組も推進します。

本年、国際協力70周年という節目の年を迎える中、最も重要な外交ツールの一つであるODAの意義や展望について積極的に発信し、国民の皆様により理解を深めていただく機会としたいと思います。

同時に、核兵器のない世界の実現、日本らしい人権外交、平和構築、テロ・国際組織犯罪対策等を積極的に推進します。

特に核軍縮・不拡散については、ヒロシマ・アクション・プランの下での取組を一つ一つ実行していくことで、現実的で実践的な取組を継続、強化していきます。

（日本外交の新たな可能性）

これらの取組に加え、日本外交の新たな可能性を切り拓いていきたいと考えます。

国家間の協力が難しい時代だからこそ、国、地域、ジェンダーなどの垣根を越えて、中高生を含むユースなど、様々なステークホルダーを巻き込んだ取組を進めます。また、駐日大使の皆様との議論を外交に連携させていく国内での活動も強化していきます。このようなアウトリーチ型外交の取組も、引き続き重視します。

魅力ある日本文化や科学技術など、ソフトパワーも積極的に活用していきます。

日・ASEAN特別首脳会議で打ち出した次世代共創パートナーシップを始め、対日理解の促進と戦略的な対外発信を更に推進していきます。佐渡島の金山の世界遺産登録に向け、関係国と丁寧な議論を

行いつつ、しっかりと役割を果たしていきます。

世界各地の日系社会との連携も強化します。

外交の要諦は人であり、これらの取組で着実な成果を上げるため、外交実施体制の強化が不可欠です。

在外職員等の勤務環境改善や生活基盤強化、人的体制の強化、財政基盤の整備、DXや働き方改革の推進等、外交・領事実施体制の抜本的強化に取り組みます。

緊急事態に際し、邦人保護を始め、迅速かつ機動力のある危機対応が可能となるよう、在外公館の強_{じん}靱化を推進し、人的体制を含む即応体制を充実させます。

（結語）

本年は世界各地で重要な選挙が控え、国際情勢は大きな局面を迎えます。このような中、我が国は、第10回太平洋・島サミット、TICAD閣僚会合など重要な国際会議を開催する予定です。また、G20及びAPEC議長国としての中南米諸国との連携も強化していきます。

私は、日本が戦後80年近くにわたって平和国家として築いてきた国際社会からの信頼や期待が非常に高いと実感をしています。

この信頼や期待に応えるべく、本年も、国民の皆様の声に耳を傾け、理解と支持を得ながら、挑戦を続けていきます。

議員各位、そして国民の皆様のご理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

（3）鈴木財務大臣の財政演説

令和6年度予算の御審議に当たり、財政政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

まず、元日に発生しました令和6年能登半島地震により亡くなられた方々と御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

政府といたしましては、今日まで、被災者の捜索救助や生活支援などに全力を挙げて取り組んでまいりました。今後とも、政府の総力を結集し、被災者の生活と生業_{なりわい}支援のためのパッケージの着実な実行をはじめ、被災者への支援を含めた被災地域の復旧復興に万全を期してまいります。

（日本経済の現状と財政政策の基本的な考え方）

日本経済につきましては、昨年30年ぶりとなった高水準の賃上げや企業の意欲的な投資計画の策定など、前向きな動きが見られております。

こうした中、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや民需主導の持続的な成長を実現していくことが重要です。そのため、先に成立した令和5年度補正予算を迅速かつ適切に執行するとともに、同補正予算と一体的に編成した令和6年度予算、そして令和6年度税制改正を着実に実行に移していく必要があります。

日本の財政は、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等により、より一層厳しさを増しております。

財政は国の信頼の礎であり、経済あつての財政という方針の下、財政健全化に取り組むことで中長期的な財政の持続可能性への信託を確保していかねばなりません。引き続き、経済財政運営と改革の基本方針2023等における2025年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、歳出歳入両面の改革を着実に推進し、歳出構造の更なる平時化を進めてまいります。

（令和6年度予算及び税制改正の概要）

続いて、令和6年度予算及び税制改正の概要を御説明申し上げます。

令和6年度予算は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るための予算としております。

具体的には、医療、福祉分野の現場で働く方々の処遇改善をはじめとした物価に負けない賃上げの実現に向けた取組の推進、こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、我が国が直面する構造的な課題に的確に対応するものとしております。

また、物価と賃金の好循環に向け、賃上げ促進の環境整備を含め、物価高対策に必要な経費に予期せぬ不足が生じた際に機動的に対応するため、万全の備えとして、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費を1兆円措置しております。

加えて、令和6年能登半島地震への対応として、令和6年度においても復旧復興の段階などに応じた切れ目のない機動的な対応を確保するため、一般予備費について、前年度当初予算に対し5,000億円増額し、1兆円措置しております。

同時に、経済財政運営と改革の基本方針2023等に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しております。

一般歳出につきましては約67兆7,800億円であり、これに地方交付税交付金等約17兆7,900億円及び国債費約27兆100億円を加えた一般会計総額は、約112兆5,700億円となっており、前年度当初予算に対し約1兆8,100億円の減額となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は約69兆6,100億円、その他収入は約7兆5,100億円を見込んでおります。また、公債金は約35兆4,500億円であり、前年度当初予算に対し約1,700億円の減額となつ



鈴木財務大臣の財政演説（第213回国会）

ております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、児童手当の抜本的拡充など、こども未来戦略に基づく政策をスピード感を持って実行するために必要な経費を確保するとともに、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く方々の処遇改善を行うこととしております。他方、市場価格を反映した薬価改定など、様々な改革努力を積み重ねた結果、先に申し上げたとおり、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめております。

文教及び科学振興費につきましては、小学校高学年における教科担任制の推進等のため必要な措置を行うほか、科学技術立国の観点から、AI、量子等の重要分野の研究開発を戦略的に推進するとともに、基礎研究、若手研究者向け支援を充実することとしております。

地方財政につきましては、臨時財政対策債の発行額の縮減を行うなど、地方財政の健全化を図りつつ、地方の一般財源総額を適切に確保することとしております。

防衛関係費につきましては、厳しい安全保障環境の中で、防衛力整備計画に基づき、防衛力の強化を着実に進めるとともに、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保することとしております。

公共事業関係費につきましては、ハード面の整備

とソフト面の対策との一体的な取組により、防災・減災、国土強靱化^{じん}を推進するとともに、持続的な生産性の向上に向けたインフラ整備等についても重点的に取り組んでいくこととしております。

経済協力費につきましては、厳しい国際情勢の中で、自由で開かれたインド太平洋をはじめとする取組を戦略的に実現しつつ、ODAは現下の国際情勢に効果的に対応できる予算を確保することとしております。

中小企業対策費につきましては、価格転嫁対策、事業再生、事業承継支援など、中小企業等の経営課題に対応することとしております。

エネルギー対策費につきましては、エネルギー対策特別会計において、GX経済移行債を発行し、カーボンニュートラル目標の達成に必要な民間のGX投資を支援していくこととしております。

農林水産関係予算につきましては、食料安全保障の強化に向け、水田の畑地化支援による畑作物の生産等を推進するほか、農林水産物の輸出先国の多角化のための販路開拓等の推進、林業、水産業の持続的成長に向けた生産基盤の強化、資源管理等に取り組むこととしております。

東日本大震災からの復興につきましては、第2期復興・創生期間において、復興のステージの進行に応じたニーズにきめ細かに対応するとともに、創造的復興を成し遂げるため、令和6年度東日本大震災復興特別会計の総額を約6,300億円としております。

令和6年度財政投融资計画につきましては、成長力強化に向けた重点分野への投資や、国際環境の変化に対応するための海外投融资等に取り組むための総額約13兆3,400億円としております。

国債管理政策につきましては、借換債を含む国債

発行総額が約182兆円と依然として極めて高い水準にある中で、市場動向も踏まえつつ、引き続き、市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。

令和6年度税制改正につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしております。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップエコシステムの抜本的強化のための措置を講ずるほか、グローバル化を踏まえたプラットフォーム課税の導入等を行うこととしております。

（むすび）

以上、財政政策の基本的な考え方と、令和6年度予算及び税制改正の概要について御説明申し上げます。

歴史的転機を迎える今、将来世代の視点に立って、この時代を俯瞰^{ふくかん}し、日本の進路を見定める必要があります。未来は現在の連続であり、我々の現在の選択が未来を切り拓いていきます。先送りできない課題に挑戦していくとともに、日本経済を立て直し、財政健全化に取り組み、希望ある社会を次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、本予算及び関連法案の一刻も早い成立が必要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただくとともに、財政政策について、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

（4）新藤経済財政政策担当大臣の経済演説

【1 はじめに】

経済財政政策担当大臣として、我が国経済の現状と課題、政策運営の基本的考え方について所信を申し上げます。

まず、今回の能登半島地震で亡くなられた方々とその御遺族に対し深く哀悼の意を表するとともに、被災者の方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

地震による被害やその経済への影響に十分留意して、今後の経済財政運営に万全を期してまいります。

【2 経済の現状認識と当面の経済財政運営】

（経済の現状認識）

さて、我が国の経済には、現在、30年ぶりの高い水準となる賃上げ、設備投資、株価など、前向きな動きが見られます。今は、デフレから脱却し、経済を熱量あふれる新たなステージへと移行させる、千載一遇のチャンスを迎えていると認識しています。

景気は、このところ一部に足踏みも見られますが、緩やかに回復をしています。企業部門は好調です。業況判断は、非製造業では、バブル期以降最高水準

に達し、製造業では、これまでマイナスだった中小企業でもプラスに転じました。設備投資計画も、前年度比12.6%増となっているわけであります。

他方、実際の投資は、計画ほどには増加しておらず、また、賃金上昇は物価上昇に追いついていないことに鑑みると、賃金を含めた所得の伸びが物価上昇を上回る状況を作ることによって、デフレからの脱却に向け、個人消費の回復を始め、経済の再生を着実に進めていく必要があると考えております。

官民の連携によって、当面の所得を下支えするとともに、企業の稼ぐ力を高め、その収益を持続的、構造的な賃上げにつなげる。そして、消費や投資が増加し、更なる経済成長が生まれるという、所得増と成長の好循環の実現を目指してまいります。

（当面の経済財政運営）

このため、物価高を乗り越えるとともに、供給力を強化するため、昨年11月には、デフレ完全脱却のための総合経済対策をとりまとめました。この経済対策には、6項目の税制改正に加え、2013年以降の経済対策では最多となる36項目の制度・規制改革を盛り込みました。こうした施策を含め、経済対策を速やかに実行するとともに、令和6年度予算につながる令和5年度補正予算を着実に執行し、当面の経済財政運営に万全を期してまいります。

住民税非課税世帯への一世帯当たり7万円の追加支援については、ほとんどの市区町村で給付に向けた手続きに入ったところです。これに続く、より幅広い低所得者世帯への給付や子育て世帯への加算についても、迅速に取り組みます。本年の春季労使交渉では昨年を上回る賃上げを期待しており、さらに、ボーナス支給月である6月以降には定額減税の支援を講じます。これらによって、家計の所得の伸びを高めてまいります。

賃上げの動きを中堅・中小企業や地方に広げ、それを持続的なものとすることによって、消費の拡大につなげます。このため、賃上げ税制を拡充するとともに、賃上げの鍵となる価格転嫁対策を強化します。原材料費に加え、労務費の価格転嫁を円滑に進めるため、昨年11月に策定した労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底を図るとともに、大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の取組を拡大します。

これらの取組の効果も勘案し、来年度の我が国経済は、実質で1.3%程度、名目で3.0%程度の成長を見込みます。



新藤経済財政政策担当大臣の経済演説
（第213回国会）

【3 供給力の強化】

次に、我が国経済の供給力の強化についてであります。

足元で0%台の低い水準にとどまっている潜在成長率を引き上げるためには、資本、労働及び全要素生産性の三つの分野において、それぞれ政策対応を強化することが極めて重要であります。

（資本）

我が国は、資本の使用年数が先進国の中でも長く、設備の老朽化が進んでいます。厳しい国際競争を勝ち抜くために、設備投資を強化することは必須条件となっています。

このため、半導体等の戦略分野において、生産量に応じた減税制度を新たに導入するとともに、中堅・中小企業の工場新設に対する補助制度を創設します。また、中小企業の省力化投資を後押しするため、簡易で即効性のあるカタログ形式での支援を行います。こうした資金面での支援に加え、制度・規制改革を含めた国内投資促進パッケージを着実に実行してまいります。

（労働）

完全失業率は低い水準にあり、有効求人倍率が1を上回って推移する中、企業の人手不足感が高まっています。このため、従前以上に働きたいという多くの意欲ある方々が更に働ける環境整備を進めてま

います。

ジョブ型人事の導入等によって、定年制度を廃止した企業が出てきている中で、本年春を目途として、ジョブ型人事の導入の参考となるわかりやすい指針をとりまとめます。また、経験のある高齢者を含めた全世代のリスクリングなど、就業支援に官民連携で取り組みます。

いわゆる年収の壁に直面し、やむを得ず就業調整をしておられる方々がおられます。昨年9月にとりまとめた年収の壁・支援強化パッケージを実行することによって、時間の制約を受けずに希望どおり働くことができる環境を整備し、労働力の確保につなげてまいります。

（生産性・イノベーション）

付加価値の創造にとって、最も重要な要素はイノベーションです。宇宙、海洋等のフロンティアの開拓を図るとともに、自動運転トラックやドローンを活用した次世代物流等の実現に向け、デジタル等の新技術の社会実装を進めます。また、国内での研究開発による特許権など、知的財産から生ずる所得に対する優遇税制を創設し、無形資産投資を促進します。こうした取組を通じ、イノベーションの力によって、我が国経済の生産性を大きく向上させてまいります。

イノベーションをけん引するスタートアップの支援を強化するため、ストックオプション税制を拡充します。また、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を具体化するとともに、それと全国各地の産学官による支援を有機的に連携させ、世界市場に通用するスタートアップを生み出すエコシステムの形成を目指してまいります。

海外の経済活力を取り込むことは、生産性を高める上でも必要不可欠です。農林水産品の輸出や中小企業の海外展開の促進、対日直接投資の拡大を図るとともに、諸外国との経済連携を強化してまいります。

特にCPTPPは、高い水準のルールを有し、先進的で野心的な貿易システムの成功例であり、また、単なる経済的な利益を超え、世界の平和と繁栄にも貢献するものです。今後、新規加入要請への対応や、協定の一般的な見直しを通じた貿易や投資ルールの更なる発展、市場歪曲的措置や経済的威圧への対処等に関する議論を深めます。そして、この協定を引き続きゴールドスタンダードとして維持発展させるよう、我が国としてイニシアティブを発揮してまいります。

【4 経済社会の持続可能性の確保】

続いて、我が国経済社会の持続可能性の確保についてです。

（少子化対策・全世代型社会保障）

我が国が克服すべき最大の危機は、少子高齢化と人口減少です。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに、少子化のトレンドを反転させる必要があると考えています。

こどもは国の宝であり、昨年12月にとりまとめたこども未来戦略に基づき、3.6兆円程度の前例のない規模で、少子化対策を強化してまいります。これによって、GDPに対するこども一人当たり家族関係支出は11%から16%へと上昇し、OECDトップのスウェーデンに達する水準となります。

また、同じく12月にとりまとめた、いわゆる社会保障の改革工程に基づき、能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築することによって、将来世代を含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めてまいります。その中では、これまでに解決していない課題について、その原因を分析し、一つ一つの改革を着実に実行してまいります。

（経済の再生と財政健全化）

経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題です。経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保してまいります。

新経済・財政再生計画の改革工程表を実行する中で、DXやデータ駆動型社会の構築を進め、EBPMやPDCAの取組を通じて、ワイズスペンディングを徹底してまいります。

（豊かさと幸せを実感できる経済社会の実現に向けた検討）

その上で、国難とも言える少子高齢化や人口減少を克服し、豊かさや幸せを実感できる経済社会の実現に向けて、昨年秋から、想定される経済社会の変化とそれを力にするための取組など、中長期の重点政策課題の検討を行っているところです。次の骨太方針に、その成果を反映してまいります。

【5 むすび】

国民生活を支えるのは経済です。我が国経済は、所得の増加と成長の好循環が実現する大きなチャンスを迎えており、今後10年の経済の行方は、このチャンスを活かせるかどうかにかかっていると考えます。

私としては、これを必ず実現しなければならない

という強い決意の下で、各省庁の施策に横串を刺し、あらゆる政策手段を総動員することによって、我が国経済が持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へと移行できるよう、全身全霊で取り組

んでまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月30日）に対する質疑は、31日に泉健太君（立憲）、渡海紀三朗君（自民）及び山田勝彦君（立憲）が行い、2月1日には馬場伸幸君（維教）、石井啓一君（公明）、志位和夫君（共産）及び玉木雄一郎君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（政治資金問題・政治改革）

①「自民党の政策集団（派閥）の政治資金の問題に関する岸田総理の認識」に関する質疑に対して、「政治資金が政治資金規正法にのっとって取り扱われるべきことは当然であり、今回の一連の事態を生じたことについては、自民党として真摯に反省するとともに、国民の皆様におわびを申し上げる。政治資金は民主主義の重要な構成要素であり、その運用に疑義が生じ、国民の信頼が失われれば、民主主義の基盤が揺らぐことにもなりかねない。政治は国民のものとの自民党立党の原点に立ち返り、私が先頭に立って、国民の信頼回復に向けた取組を進めていく」旨の答弁があった。

②「自民党の政策集団の政治資金の問題に関する処分の方針等」に関する質疑に対して、「関係者において明確な説明責任を果たすことがまずは重要であるが、党としても事実関係の把握に努めているところであり、しかるべき手順を踏んだ上で、対応を考えていく。令和5年12月の閣僚人事については、様々な報道に接する中で、一人一人の意向等を踏まえ、年末の極めて重要な時期に国政に遅滞を生じさせないとの観点から行ったものである」旨の答弁があった。

③「自民党における政治資金収支報告書の不記載の問題に関する調査方針」に関する質疑に対して、「自民党の各政策集団、議員側の政治団体において政治資金収支報告書の訂正作業が順次行われているところであり、党としても、これらの状況を把握するとともに、関係者への聞き取りを行うこととしている。聞き取りの進捗状況を踏まえながら、党として必要な説明責任を果たしていく」旨の答弁があった。

④「自民党の派閥の解散と政治資金の問題に関する調査」に関する質疑に対して、「政治資金収支報告書への不記載の温床となったのは政策集団によるパーティーであり、政策集団から人事と資金



泉健太君（立憲）

を切り離すことは政治改革の本丸の一つである。こうした政策集団の在り方の改革に加えて、関係者による明確な説明責任が果たされるよう、党としても関係者に促しているところであるが、党としても関係者の聞き取りを行うこととしており、派閥解消は目くらましとの批判は当たらない」旨の答弁があった。

- ⑤「岸田総理の内閣総理大臣就任を祝う会」に関する質疑に対して、「地元の政財界が発起人となり結成した、政治団体とは異なる任意団体が開催した純粋な祝賀会であると認識をしており、それを続けるか否かについて、お答えする立場にはない」旨の答弁があった。
- ⑥「政治改革の決意、自民党の取組」に関する質疑に対して、「国民の信頼回復のために、火の玉となって、自民党の先頭に立ってこの問題に取り組んでいくとの強い思いは、いささかも変わりはない。党の政治刷新本部においては、政策集団による政治資金パーティーの禁止など、運用面から自民党単独でも対応可能なものについて速やかに実行に移すことを決定するとともに、各党各会派で議論が必要な制度的対応については党として真摯に協議に臨むことを決定した。政治資金規正法改正など、より具体化しなければならない項目については、今国会でしっかりと議論できるよう、党としての考え方を取りまとめていく」旨の答弁があった。
- ⑦「政治資金規正法の改正」に関する質疑に対して、「政治資金の透明化、公開性の向上、より厳格な責任体制の確立などに、各党と真摯な協議を行っていく方針である。連座制の導入については、対象とする政治団体の範囲、対象とする違反の種類等、様々な課題について丁寧な議論を行う必要があるが、今後、党としての考え方を取りまとめ、議論していきたい」旨の答弁があった。
- ⑧「企業・団体献金」に関する質疑に対して、「各党各会派による長年の議論を経て現在の姿になっているものであり、政党等がその受取を行うこと自体が不適切なものとは考えていない。政党、政治団体の政治活動の自由と密接に関連している問題であり、民主主義のコストを社会全体でどのように負担していくかという観点も踏まえつつ、各党各会派による真摯な議論を経て結論を得ていくべき問題である」旨の答弁があった。
- ⑨「個人献金及び寄附金控除」に関する質疑に対して、「個人献金の公開や寄附金控除の対象範囲などの在り方については、政治団体の政治活動の自由を確保することと政治資金などの透明性を図ることとのバランスをどう考えるか、また、民主主義のコストを社会全体でどう負担していくかという観点を踏まえつつ、各党各会派とともに、不断の議論を重ねていきたい」旨の答弁があった。
- ⑩「政策活動費」に関する質疑に対して、「政策活動費は、政党などの政治活動のために用いられるものと承知をしており、その在り方は、政治活動の自由とも密接に関わる問題であることから、各党各会派の真摯な議論を経て、各政治団体共通のルールを定めていくことが重要であり、自民党としても、このような議論について真摯に対応していく。自民党の政策活動費は、党に代わって党勢拡大や政策立案、調査研究を行うために党役職者の職責に応じて支出しているものであり、これらの目的に沿って適切に使用されているものと認識をしている」旨の答弁があった。
- ⑪「政党助成制度の見直し」に関する質疑に対して、「政党助成制度は、民主主義の費用を社会全体で負担するという観点から導入されたものであり、政党の政治活動の自由にも密接に関わる問題であることから、各党各会派における十分な議論が重要である。自民党としても真摯に議論を行っていく」旨の答弁があった。

⑫「調査研究広報滞在費」に関する質疑に対して、「議員活動の在り方に関わる重要な問題であり、全議員共通のルールの在り方として、各党各会派で議論が必要なものと認識をしており、自民党としても真摯に議論に参加していく」旨の答弁があった。

⑬「議員定数の削減」に関する質疑に対して、「民主主義の根幹に関わる重要な問題であり、引き続き、国民の政治に対する信頼を維持するためにどうあるべきなのか、議論を続けていく課題であると考えている」旨の答弁があった。

（災害対策・災害からの復旧復興）

①「能登半島地震被災者への支援」に関する質疑に対して、「被災者のニーズに応じた様々な物資をプッシュ型で被災地に届けるほか、自衛隊等による炊き出しなどの取組もなされている。また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等の派遣により、避難所以外で避難生活を送る人についても健康管理を行うほか、避難所運営等についても、全国の自治体から1,200名以上の自治体職員の応援派遣を行い、女性の視点に立ったチェックシートも活用しながら支援を行っている」旨の答弁があった。

②「災害時の原発に関する情報発信等」に関する質疑に対して、「原子力規制委員会において、能登半島地震発災当日からホームページやSNS等を通じ原発に関する情報を発信していたが、必要があれば対応の見直し等が行われると承知している。また、インターネット上の悪質な偽・誤情報対策について、様々な権利に配慮しつつ、制度面も含め、総合的な検討を行っていく」旨の答弁があった。

③「災害救助法」に関する質疑に対して、「現行法の運用においても、福祉避難所の設置や、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣など、福祉的な配慮を含め支援を行っており、災害救助法以外にも、様々な方法で要配慮者への支援等を行っている。能登半島地震についても、対応を振り返り、福祉の観点も含めて、防災力を高める方策について総合的に検討していく」旨の答弁があった。

④「被災者生活再建支援金」に関する質疑に対して、「被災者の生活と生業^{なりわい}支援のためのパッケージに沿って、迅速に支給していく。その上で、被災により住宅の被害を被った被災者への経済的支援の在り方については、被災地のニーズやその事情、さらには現下の経済情勢も踏まえて、能登の事情に合わせた追加的な方策を現在総合的に検討している」旨の答弁があった。

⑤「被災地の学校施設の迅速な復旧と老朽化対策」に関する質疑に対して、「学校施設の復旧については、国庫補助の補助率のかさ上げや専門家の派遣などの技術的支援を行っている。また、学校施設の老朽化対策については、子供の安全確保や防災機能の強化の観点からも取り組んでいる。国土強靱化^{じん}実施中期計画の策定に向けた議論において、老朽化対策の位置付けの検討や必要な予



渡海紀三朗君（自民）

算措置等を進めていく」旨の答弁があった。

- ⑥「能登半島地震の復旧復興財源」に関する質疑に対して、「速やかに激甚災害指定を行い、復旧事業に係る国の補助率のかさ上げ措置等を実施することを決定した。さらに、令和5年度一般予備費の活用に加えて、令和6年度予算案を変更し、一般予備費を1兆円に倍増する極めて異例な対応を取った。今後とも切れ目なく機動的、弾力的に財政措置を講じていく」旨の答弁があった。
- ⑦「災害対応と電力自由化の検証」に関する質疑に対して、「電力システム改革においては、災害の可能性等も考慮し、復旧対応ができる仕組みとしており、能登半島地震でも発災当初から復旧体制を構築してもらった電力自由化について、改正法の検証規定に基づき検証を進めることとしており、今回の震災対応での教訓等も踏まえ、2025年3月までに取りまとめる」旨の答弁があった。
- ⑧「福島復興」に関する質疑に対して、「帰還困難区域においては、除染やインフラ整備を始めとする避難指示解除の取組を進める。また、ALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する風評払拭に向け、引き続き国内外に透明性高く情報発信を進めるとともに、放射線による健康影響に関する若年層や子供への情報発信についても更に進めていく。風化対策については、震災遺構や伝承館のガイドブック、復興政策10年間の振り返り等を公表しており、引き続き東日本大震災の教訓の継承を進めていく」旨の答弁があった。

（子育て支援・教育政策）

- ①「少子化対策に関する加速化プランが目指す社会」に関する質疑に対して、「加速化プランは、若い世代が希望どおり結婚し、子供を持ち、安心して子育てができる社会を目指すため、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全ての子供、子育て世帯を切れ目なく支援する、の三つの理念の実現を図るものである。子供一人当たりの家族関係支出は画期的に前進する一方、若い世代の所得向上と少子化対策を車の両輪として進めていく。財源は、徹底した歳出改革等で確保することを原則とする」旨の答弁があった。
- ②「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民の負担」に関する質疑に対して、「少子化対策における支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築することにより、全体として実質的な負担が生じないこととしている。医療、介護報酬改定における賃上げ加算部分は、社会保険負担の増加要因だが、医療、介護の従事者を含む全体の賃上げによって雇用者報酬が増加することで、実質的な社会保険負担軽減の効果により打ち消されることから、実質的な負担にならない」旨の答弁があった。
- ③「児童手当の抜本的拡充」に関する質疑に対して、「子供3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、子供3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ



山田勝彦君（立憲）

て、子供3人以上の世帯を重点的に支援することとしている」旨の答弁があった。

- ④「子育て版ケアマネジャー」に関する質疑に対して、「子育て支援のニーズは多様であることから、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近な場所で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進している。担い手の在り方については、自治体の取組状況、体制等も踏まえつつ、当事者の立場に立って具体的な方策を検討する」旨の答弁があった。
- ⑤「育児、介護と仕事の両立支援」に関する質疑に対して、「子育て世帯の共働き、共育てを推進するため、今国会に育児・介護休業法改正法案を提出し、育児休業給付の給付率を引き上げ、短時間勤務などの柔軟な働き方を選べるようにするための制度を創設する。また、仕事と介護の両立支援についても、同法案に、従業員に対して制度に関する情報を個別に周知し、その意向を確認することを事業主に義務付ける等の措置を盛り込む」旨の答弁があった。
- ⑥「育児と介護のダブルケア」に関する質疑に対して、「2015年度に調査を行うなど、国としても実態把握に努めている。地域包括支援センターでの総合相談の支援や、ダブルケアラーのような複雑化、複合化した課題を抱える人や家庭にも適切に支援できるよう、包括的な相談体制の整備等、関係省庁が連携しながら総合的に取組を進めていく」旨の答弁があった。
- ⑦「授業料の無償化」に関する質疑に対して、「令和7年度以降の多子世帯における大学等の授業料等の無償化については、財源が限られている中で、3人の子供を持つ家庭にとって最も経済的に厳しい状況にあるのが3人同時に扶養している期間であることを考慮して設定した。また、授業料無償化の所得制限については、個々の制度の目的や支援方法などに応じて判断されるものと考えており、教育費の負担軽減を着実に進めていく」旨の答弁があった。
- ⑧「若者の奨学金の返還免除や減税」に関する質疑に対して、「奨学金については、令和6年度から減額返還制度の収入要件を緩和し、拡充することとしている。返還免除は、既に返還を完了した人との公平性の観点から、慎重な検討が必要である。また、若者減税については、年代によって一律に税負担を免除することは、公平性の観点などを踏まえ、慎重な検討が必要である」旨の答弁があった。
- ⑨「学校給食費の無償化」に関する質疑に対して、「一部の自治体や学校において学校給食が実施されていない状況もあるため、児童生徒間の公平性等の観点から、実態を把握した上で課題を整理する必要がある。全国ベースの実態調査を行い、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等を含めた課題を整理して、速やかに結論を出す」旨の答弁があった。
- ⑩「優れた教師の確保などの公教育の再生」に関する質疑に対して、「優れた教師を確保するため、働き方改革の更なる加速化、処遇の改善、学校の指導、運営体制の充実、育成支援を一体的に進めるなど、質の高い公教育の再生に取り組む」旨の答弁があった。
- ⑪「不登校対策」に関する質疑に対して、「校内の教育支援センターの設置を促進することや、子供へのアンケートを基に、クラスの状況や相談のしやすさなど学校の状況を把握し改善する取組などを推進し、全ての子供が安心して学べる魅力的な学校づくりを進めていく」旨の答弁があった。
- ⑫「ヤングケアラー支援」に関する質疑に対して、「今国会に子ども・若者育成支援推進法の改正法案を提出し、ヤングケアラーを国及び地方公共団体等が支援に努めるべき対象に明記することで、自治体間の取組格差の是正につなげていく。その際、こども家庭センターは、学校等と連携してヤングケアラーを把握し、必要な支援につなげる重要な役割を担うことになるものとする」旨

の答弁があった。

- ⑬「いわゆるDBS法案（教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み）及び子供への性犯罪を防ぐ総合的な取組」に関する質疑に対して、「令和5年7月に策定したこども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ等に基づき、対策を加速して取り組んでいる。子供の性被害防止のための法制度については、今国会での法案提出を目指しており、性犯罪歴を確認の対象とする期間、制度の対象となる子供に接する事業者の範囲を含め、より実効的な制度となるよう検討を進める」旨の答弁があった。

（労働政策・物価高騰対策）

- ①「デフレ完全脱却と持続的賃上げに向けた取組」に関する質疑に対して、「医療等の分野の報酬改定等による公的賃上げ、賃上げ税制の拡充強化などに取り組む。政労使の意見交換では、昨年を上回る賃上げを強く呼びかけた。また、一人4万円の所得税、住民税減税で可処分所得を下支えし、官民が連携して、賃金が上がり可処分所得が増える状況をつくる。さらには、持続的な賃上げに向けた人への投資を進め、賃上げを生み出す企業の稼ぐ力の強化にも踏み込む」旨の答弁があった。



馬場伸幸君（維教）

- ②「物価上昇を上回る賃上げ」に関する質疑に対して、「賃上げと所得減税等を組み合わせることで、今年の夏、可処分所得の伸びが物価上昇を上回る状態を官民でつくり上げ、賃金が上がることが当たり前という意識を社会に定着させる。その上で、人への投資や企業の稼ぐ力の強化を進め、物価上昇を上回る持続的で構造的な賃上げが行われる経済を目指す」旨の答弁があった。
- ③「中小企業の賃上げ」に関する質疑に対して、「中小企業の賃上げに向け、車座対話や政労使の意見交換などを通じ、昨年を上回る賃上げを働きかけ、機運醸成を行ってきた。また、生産性向上や労務費転嫁に向け、より政策の実効性を高めるべく、官房副長官が主導する関係省庁連携の会議を開催するなど、省庁横断的な政府を挙げた取組を強化していく。引き続き、中小企業庁を中心に、賃上げ促進税制や労務費転嫁の指針の活用促進、省力化投資などの生産性向上支援を進め、中小企業の賃上げを実現する」旨の答弁があった。
- ④「初任給の引上げや非正規雇用労働者の正社員化の数値目標」に関する質疑に対して、「数値目標について、持続的な賃上げを目指した三位一体の労働市場改革や正社員化に取り組む事業主への支援、ハローワークにおける担当者制による就職支援等の取組を進める際のKPI等の設定の在り方については、PDCAサイクルを進める中で検討を深めていきたい」旨の答弁があった。
- ⑤「人手不足への対応と労働生産性の向上」に関する質疑に対して、「働き方改革等により、女性、高齢者、外国人材などの活躍を促進し、安定的な労働力の確保に取り組んでいる。賃上げ税制の

強化など構造的な改革に加え、中堅・中小企業の省力化投資の支援措置などにより、賃上げの実現と生産性の向上に取り組む」旨の答弁があった。

- ⑥「若者や女性の所得向上に向けたリスクリング支援」に関する質疑に対して、「持続的な賃上げを可能とするための人への投資として、無料の公的職業訓練や教育訓練給付などのリスクリング支援を始めとする三位一体の労働市場改革に取り組んでいる。多様な働き方を促すためのセーフティネットの拡充、教育訓練やリスクリング支援の強化を図るための法整備も進める」旨の答弁があった。
- ⑦「訪問介護の基本報酬と介護分野の賃上げ」に関する質疑に対して、「今般の介護報酬改定では、訪問介護について基本報酬の見直しを行う一方、処遇改善の加算措置は他の介護サービスと比べて高い加算率を設定しており、加算措置の取得を促進することで、人材確保を進める。また、政府経済見通しで令和6年度の一人当たり雇用者報酬の伸びが2.5%と、物価上昇と同水準と見込まれている中、こうした見込みと整合的にベースアップを求めており、物価高に負けない賃上げを実現する」旨の答弁があった。
- ⑧「物流、建設の2024年問題への対応」に関する質疑に対して、「物流については、標準的運賃引上げやトラックGメンによる是正指導強化、物流DXに加え、適正な運賃導入と物流効率化を進めるための法案を今国会に提出し、物流革新を図り、物流の持続的成長を実現する。建設業についても、労務単価改定や建設現場のDXに加えて、適正な労務費を確保した請負契約や働き方改革を促すための法案を今国会に提出し、持続可能な建設業を実現する」旨の答弁があった。
- ⑨「技能実習制度の見直し」に関する質疑に対して、「技能実習制度の見直しについては、発展的に解消して新たな制度を創設すべく検討を進めている。見直しに当たっては、我が国が外国人材から選ばれる国になるため、外国人の人権に十分に配慮し、外国人材の育成やキャリアアップが適切になされる仕組みを構築していきたいと考える」旨の答弁があった。
- ⑩「年収の壁対策」に関する質疑に対して、「当面の対応策として取りまとめた年収の壁・支援強化パッケージについては、引き続き活用拡大に取り組む。被用者保険の更なる適用拡大などの制度の見直しに取り組むこととし、次期年金制度改正に向けて議論を行っており、今後も関係者の意見を聞きながら丁寧に議論をする」旨の答弁があった。
- ⑪「物価高対策」に関する質疑に対して、「住民税非課税世帯への追加給付や、より幅広い低所得世帯への給付、子育て世帯への追加給付など、きめ細かい支援を進める。ガソリンや電気・ガス価格の激変緩和措置については、エネルギーをめぐる情勢等も踏まえ、出口戦略を含め対応を検討する」旨の答弁があった。

（社会保障政策）

- ①「医療保険制度改革」に関する質疑に対して、「老人医療費無料化については、老人医療費の増大や、病院のサロン化などの弊害が指摘されたことから、高齢者にも定率の1割負担を導入し、現役並み所得のある高齢者には3割負担を導入するなど、見直しを行ってきており、後期高齢者医療制度については、現役世代の負担増を抑制する観点からの制度改正も行っている。今後とも、年齢に関わりなく負担能力に応じて公平に支え合うことで、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を高める方策を不断に検討していく」旨の答弁があった。

②「介護保険制度の見直し」に関する質疑に対して、
「要介護1、2の人への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、令和9年度からの第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に検討を行い、結論を出すこととしている。介護保険制度が全ての世代にとって安心なものとなるよう、サービスの質を確保し、給付と負担のバランスを図り、制度の持続可能性を維持することは重要な課題だと認識をしており、改革工程に基づき、引き続き丁寧に検討を進めていく」旨の答弁があった。



石井啓一君（公明）

- ③「社会保険料負担の抑制」に関する質疑に対して、
「令和5年12月に閣議決定した改革工程に従って、医療、介護制度等の改革を実現することを中心に取り組み、社会保険料負担抑制の効果を積み上げていく。社会保険料の事業主負担は、医療や年金の給付を保障することで働く人が安心して就労できる基盤を整備することが事業主の責任であり、働く人の健康の保持や労働生産性の増進を通じ事業主の利益にも資することから求められているものであり、その減免は慎重な検討が必要である」旨の答弁があった。
- ④「薬価改定」に関する質疑に対して、「平成28年末の4大臣会合の合意に基づき、毎年改定を行うこととしており、令和5年度改定では、原材料費の高騰や安定供給問題に対応するため、特例的に、不採算となっている医薬品の薬価の引上げ等を行い、また、令和6年度改定では、安定供給の確保等に加え、イノベーションの観点からも評価を行っている。今後とも、イノベーションの推進と国民皆保険の持続性を両立する観点から薬価改定を行っていく」旨の答弁があった。
- ⑤「認知症施策の推進」に関する質疑に対して、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議では、認知症基本法の施行に先立ち、認知症の方本人や家族にも参画してもらいながら議論を重ねてきた。認知症とともに希望を持って生きる新しい認知症観の理解促進、仕事と介護の両立支援制度の活用推進など、その成果を基本計画の策定に生かし、全ての人が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される共生社会を実現していく」旨の答弁があった。

（マイナ保険証）

- ①「マイナ保険証」に関する質疑に対して、「マイナ保険証は、我が国が医療DXを進めるための基盤として、患者本人の健康医療情報に基づくよりよい医療の実現を図るものであり、現行の健康保険証の発行を令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしている。移行に際しては、デジタルとアナログの併用期間を設け、全ての人が安心して確実に保険診療を受けられる環境整備に取り組むとともに、医療機関や保険者等と連携し、その利用促進の取組を積極的に図っていく」旨の答弁があった。
- ②「マイナンバーカードの義務化」に関する質疑に対して、「マイナンバーカードは最高位の身分証

として厳格な本人確認の下で交付する必要がある、カードに顔写真を表示するとともに、対面での厳格な本人確認をするため、本人の申請によることとしていることから、現段階では難しいと考える」旨の答弁があった。

（経済財政政策・税制）

①「自民党政権のこれまでの経済政策」に関する質疑に対して、「日本経済は、30年間続いたコストカット型経済の縮み志向の下で、投資や賃金までも削減されてきたが、これまでの新しい資本主義の様々な取組を通じ、30年ぶりの水準となる賃上げ、設備投資など、明るい兆しが確実に見られつつある。デフレからの完全脱却を果たすため、引き続き、あらゆる政策を総動員し、経済社会構造の変革を実現していく」旨の答弁があった。



志位和夫君（共産）

②「財政健全化」に関する質疑に対して、「経済財政諮問会議で報告された中長期試算では、民需主導の高い経済成長の下、歳出改革を継続した場合には、2025年度の国と地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化が視野に入ることが示された。財政の持続可能性への信認が失われ

ることがないよう、歳出改革を継続しながら、賃上げの取組等を通じて所得の増加を先行させ、経済を立て直し、これらにより、引き続き財政健全化を進めていくことが重要である」旨の答弁があった。

③「消費税」に関する質疑に対して、「消費税については、社会保障給付費が大きく増加する中で、全ての世代が広く公平に分かち合う観点から、社会保障の財源となっているため、これが法人税減税を穴埋めしたという指摘は当たらず、税率を引き下げることには考えていない。インボイス制度は、複数税率の下での課税の適正性を確保することにおいて必要であり、中止は考えていない」旨の答弁があった。

④「所得税改革」に関する質疑に対して、「基礎控除の引上げ等の所得税改革は、何年も物価上昇や構造的賃上げが継続的に持続する局面においては検討課題となり得るが、我が国の経済は、現時点では、賃上げ上昇が物価高に追いついておらず、放置すれば再びデフレに戻りかねない状況にあると認識をしている。こうした段階にあっては、むしろ所得税、住民税の定額減税によって国民の可処分所得を直接的に下支えすることこそ必要であると考えている」旨の答弁があった。

⑤「扶養控除」に関する質疑に対して、「児童手当の支給期間を高校生まで延長する一方、16歳から18歳までの扶養控除については、15歳以下の取扱いとのバランスも踏まえ、全ての子育て世帯に対して児童手当と併せた実質的な支援を拡充するとの方針の下、令和7年度税制改正において見直しの結論を得ることとしている。他方で、前例のない規模で子供、子育て政策の抜本的な強化を図ることにより、我が国の子供一人当たりの家族関係支出は、GDP比で16%とOECDトッ

プのスウェーデンに達する水準となる。このように、主として歳出面の取組で子供、子育て政策の強化を図る中、年少扶養控除の復活は検討課題としてはいない」旨の答弁があった。

（農林水産政策）

①「食料自給率」に関する質疑に対して、「食料自給率については、2030年度に45%との目標を掲げており、それに向け、過度に輸入に依存している麦、大豆、飼料作物等の国内生産の拡大を一層進めるとともに、需要に対応した農業構造への転換を図っている。今後、現下の諸情勢の変化を踏まえ、食料・農業・農村基本法を改正した上で、国内外の食料需給の動向などを踏まえつつ、食料の安定供給の確保に係る適切な目標の設定と施策体系の見直しを進めていく」旨の答弁があった。

②「新規就農施策」に関する質疑に対して、「平成24年度より最長5年間の資金交付等の支援を行ってきたが、支援対象者が就農後の早い段階で所得を確保できる仕組みとなるよう、令和4年度からは、資金支援を3年間にして継続しつつ、新たに、機械、施設導入等の初期投資への支援や就農後の技術サポートを含む総合的な支援施策を追加したところである。また、資金支援については、生活費確保の観点から、支援の必要性の高い人に活用されるよう所得要件を設けているが、所得が基準を超えても、支援対象とすべき切実な実情がある場合には、市町村の判断により支援が可能となっている」旨の答弁があった。

③「兼業農家への支援」に関する質疑に対して、「将来にわたる食料の安定供給の確保に向け、農業の担い手の育成、確保を図っているところだが、担い手以外の兼業農家についても、農地の保全管理や集落機能の維持等の役割に鑑み、水路の泥上げなど地域の共同活動への支援、六次産業化や農泊などの農村地域の仕事づくりへの支援などを行っている」旨の答弁があった。

（外交・安全保障政策）

①「日中関係」に関する質疑に対して、「戦略的互惠関係を包括的に推進するとともに、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、日本産水産物輸入停止などの諸懸案を含め、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力するという建設的かつ安定的な関係の構築を双方の努力で進めていくという方針の下、引き続き、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を図る」旨の答弁があった。

②「北朝鮮による拉致問題及び核・ミサイル問題の解決」に関する質疑に対して、「我が国の方針は、日朝平壤宣言に基づき、諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指すものである。とりわけ、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力で果敢に取り組む。核・ミサイル問題については、米韓を始めとする国際社会とも協力しながら、関連安保理決議の



玉木雄一郎君（国民）

完全な履行を進め、核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく」旨の答弁があった。

- ③「我が国の安全保障政策とASEANとの連携」に関する質疑に対して、「日本国民の生命財産を守り抜くには、防衛力の抜本的強化や、日米同盟の深化等を通じた望ましい安全保障環境の創出に能動的に取り組んでいくことが必要であり、インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)を強く支持し、東アジア首脳会議等のASEAN主導のフォーラムに貢献しつつ、地域の平和と繁栄に向けて、ASEANほか関係各国と連携していく」旨の答弁があった。
- ④「グローバルサウスとの連携強化」に関する質疑に対して、「国際社会を分断や対立ではなく協調に導き、世界が直面する課題に対応していくためには、価値観や利害の相違を乗り越える包摂的なアプローチでグローバルサウスとの連携を強化する必要がある、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持強化のため、また、我が国の経済安全保障面を含めた国益にかなうよう、きめ細かな外交を展開する」旨の答弁があった。
- ⑤「イスラエル・パレスチナ情勢への対応」に関する質疑に対して、「これまで、ハマス等によるテロ攻撃を断固として非難した上で、人質の即時解放、一般市民の安全確保、全ての当事者が国際法に従って行動すること、また事態の早期鎮静化を一貫して求めてきた。イスラエルに対しても、一般市民の保護の重要性、国際人道法を含む国際法に従った対応等を直接要請している。引き続き、関係国、国際機関とともに、外交努力を粘り強く積極的に続ける」旨の答弁があった。
- ⑥「ウクライナ支援」に関する質疑に対して、「我が国からウクライナに対しては、様々な分野で、現地ニーズを踏まえ、日本らしいきめ細かな支援を実施している。令和6年2月には日・ウクライナ経済復興推進会議を開催し、官民一体となった復旧復興支援の機運を盛り上げていく」旨の答弁があった。
- ⑦「防衛力強化のための税制措置」に関する質疑に対して、「令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和4年末の閣議決定の枠組みに基づいて、方向性を明確にし、取り組むこととしており、その実施時期についても、この枠組みの下で柔軟に判断する」旨の答弁があった。
- ⑧「能動的サイバー防御の実現に向けた法整備」に関する質疑に対して、「現行法令との関係等を含め、様々な観点から検討を要する事項が多岐にわたっているものと認識しているが、我が国のサイバー対応能力を向上させることは、現在の安全保障環境に鑑みると、ますます急を要する課題であり、可能な限り早期に法案を示せるよう、検討を加速していく」旨の答弁があった。
- ⑨「防衛装備移転三原則の運用指針」に関する質疑に対して、「自衛隊法上の武器に該当する装備移転の可否については、移転先において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和及び安全への影響等を考慮して、慎重に検討することとしており、引き続き、平和国家として基本理念を堅持し、移転の可否を厳格に審査する」旨の答弁があった。

(憲法改正)

「憲法改正」に関する質疑に対して、「内閣総理大臣の立場からは、具体的な議論の進め方等について直接言及することは控えなければならないが、自民党総裁として言えば、憲法改正は先送りできない重要な課題であり、総裁任期中に憲法改正を実現したいという思いは変わっていない。時間的制約がある中でも、一歩でも議論を前に進めるため、党内の議論を加速させるなど、憲法改正の課題に責任を持って取り組む決意である」旨の答弁があった。

（皇位継承）

「安定的な皇位継承」に関する質疑に対して、「有識者会議における議論では、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにはしないとの結論に至り、女性皇族の婚姻後の配偶者と子については、皇族とする考えも含めて比較検討が行われたと承知している。政府として、有識者会議の報告書を尊重することとして国会に対して報告を行っており、立法府の総意が早期に取りまとめられるよう、国会において積極的な議論が行われることを期待している」旨の答弁があった。

（同性婚）

「同性婚制度の導入」に関する質疑に対して、「国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであり、国民各層の意見や国会における議論の状況、同性婚に関する訴訟の状況等について注視していく必要があると考えている」旨の答弁があった。

（セキュリティ・クリアランス）

「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス」に関する質疑に対して、「対象とする機密情報の範囲等について、これまでの有識者会議等での議論も踏まえつつ、鋭意、政府としての検討を進める。企業が保有する情報の保全等は今回の制度の対象外であるが、有識者会議の最終取りまとめも踏まえ、引き続き検討する」旨の答弁があった。

（科学技術・イノベーション政策）

「科学技術・イノベーション政策」に関する質疑に対して、「科学技術は、産業構造転換の鍵であり、未来を切り開く礎である。令和時代の科学技術創造立国の実現に向けて、AIなどの先端科学技術分野における戦略的な研究開発の推進、知の基盤と人材育成の強化、イノベーションエコシステムの形成などに全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

（研究開発）

「我が国の研究開発力の強化」に関する質疑に対して、「大学の基盤的経費や競争的研究費について必要な額を措置するとともに、世界最高水準の研究大学への支援、地域の中核大学等への支援を含めて、バランスのよい支援を行って、我が国全体の研究力の抜本的な強化に取り組んでいきたいと考えている」旨の答弁があった。

（IT）

「IT植民地からの脱却」に関する質疑に対して、「デジタルサービスが外国ではなく日本国内に事業基盤を持つ事業者によって提供されることは、経済安全保障の観点のみならず、国際収支の改善や納税確保の観点からも重要である。デジタルサービスの研究開発投資やデータセンター等のインフラ整備、AI分野を始めとする人材育成やスタートアップ支援などに総合的に取り組む」旨の答弁があった。

（ライドシェア）

「ライドシェア」に関する質疑に対して、「地域交通の担い手や移動の足の不足といった深刻な社会問題の解決に向けて、令和5年のデジタル行財政改革会議及び規制改革推進会議の議論を踏まえ、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスが令和6年4月から実装されるよう、制度の具体化と支援を進めていく。これらの施策の実施効果を検証しつつ、ライドシェア事業に係る法制度について、デジタル技術を活用した新たな交通サービスといった観点も含

め、6月に向けて議論を進めていく」旨の答弁があった。

(離島振興)

「離島振興」に関する質疑に対して、「離島の公共事業関係費は主要事業の完了等に伴って減少しているが、近年は、定住や交流促進などソフト事業に対するニーズが増しており、これに対応した離島活性化交付金を創設し、必要な事業への支援を実施している。また、離島航路は、日常生活に不可欠な足の確保の観点から住民を対象に運賃割引補助を行う一方で、観光客に関しては、離島ならではの観光コンテンツ作り等を通じて誘客支援を実施している。今後とも、関係自治体とも連携し、我が国の領域や排他的経済水域の保全等の重要な役割を担う離島の振興に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

(原子力発電)

「原発の再稼働、廃炉」に関する質疑に対して、「高い独立性を有する原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めない限り原発の再稼働が認められることはないという政府方針は今後も変わることはなく、それを前提として、個別の原発の廃炉については、それぞれの事業者が判断することになる」旨の答弁があった。

(大阪・関西万博)

「大阪・関西万博」に関する質疑に対して、「新型コロナや大規模な自然災害を乗り越え、命への向き合い方、社会の在り方を問い直す機会となる万博の成功を目指し、令和7年4月からの開催に向け、オール・ジャパンで着実に準備を進める」旨の答弁があった。